

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙1-2から別紙1-10、別紙1-12から別紙1-15、別紙1-17、別紙1-19から別紙1-22、別紙1-24、別紙1-26、別紙1-28から別紙1-30、別紙1-32から別紙1-34、別紙1-36、別紙1-38から別紙1-40、別紙1-43、別紙1-44、別紙1-50から別紙1-53、別紙1-55から別紙1-58、別紙1-60、別紙1-61、別紙1-67、別紙1-71、別紙1-78から別紙1-86を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から
神奈川県厚木市下津古久 まで

(ロ) 延長 1.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	120	1.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

121, 173 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

105, 591 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 102, 197 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県厚木市下津古久 から
神奈川県伊勢原市上粕屋 まで

(ロ) 延 長 6.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	120	6.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション(仮称)
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

274,675 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

288, 703 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 278, 471 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県伊勢原市上粕屋 から
神奈川県秦野市柳川 まで

(ロ) 延 長 12.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	120	12.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	秦野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

337,857 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

391, 721 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 376, 101 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県秦野市柳川 から
静岡県御殿場市駒門 まで

(ロ) 延 長 32.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	120	32.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	————	————	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ———— メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道138号 及び県道仁杉柴怒田線	静岡県御殿場市柴怒田	立体接続	御殿場インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション

(4) 工事予算

515,790 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

598,086 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 570,247 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県御殿場市駒門 から
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで

(ロ) 延 長 13.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	120	13.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	静岡県御殿場市 駒門	立体接続	御殿場ジャンクション
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ

(4) 工事予算

217,996 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 1 月 20 日	
②工事の完成予定年月日	平成 24 年 4 月 14 日	(供用開始)
	平成 28 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

137, 824 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 138, 571 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市北区引佐町東黒田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 まで

(ロ) 延 長 131.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 北区引佐町東黒田 まで	120	131.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル および 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 北区引佐町東黒田 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区央原	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

970, 671 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 976, 682 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県浜松市北区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から
愛知県豊田市岩倉町 まで

(ロ) 延 長 55.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	120	55.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3.25×2	6.50	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00メートル(土工部)

3. 00メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市北区引佐町 東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ(仮称)
一般国道473号	愛知県岡崎市檜山町	立体接続	額田インターチェンジ(仮称)
一般国道475号 (東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

596, 894 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

613, 154 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 602, 656 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

(静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県静岡市清水区吉原 から
山梨県南巨摩郡南部町福士 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	80	20.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

- (ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル
- (チ) 中央帯の標準幅員 — メートル (土工部)
 — メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ(仮称)
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡 南部町福士	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

158,227 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

178, 539 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 170, 662 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

(山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大柵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山梨県西八代郡市川三郷町宮原 から
山梨県南巨摩郡富士川町大柵 まで

(ロ) 延 長 9.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 富士川町大柵 まで	80	9.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 富士川町大櫛 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 -メートル
-メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	平面接続	本線(新直轄)
県道市川三郷身延線	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ(仮称)
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 富士川町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ

(4) 工事予算

67,441百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75,031 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 71,541 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋亀山線

(愛知県名古屋市緑区大高町から愛知県名古屋市名東区貴船まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 愛知県名古屋市緑区大高町 から
愛知県名古屋市名東区貴船 まで

(ロ) 延 長 12.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	60	12.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25 メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

2.50 メートル (掘割部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速2号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市緑区 大高町字茨谷山	立体接続	名古屋南ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区 大高町字北平部	立体接続	有松インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区 黒沢台	立体接続	鳴海インターチェンジ
一般国道302号 及び一般国道153号	愛知県名古屋市天白区 梅ヶ丘	立体接続	植田インターチェンジ
市道高速1号四谷高針線 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市名東区 猪高町大字高針	立体接続	高針ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市名東区 貴船	立体接続	上社南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

196,751 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 12 年 1 月 12 日	
②工事の完成予定年月日	平成 23 年 3 月 20 日	(供用開始)
	平成 26 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

137,165 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 137,165 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市伊坂町 から
三重県四日市市北山町 まで

(ロ) 延 長 4.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	100	4.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋亀山線	三重県四日市市伊坂町	立体接続	四日市ジャンクション
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	四日市北ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

51,896 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57, 279 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 56, 548 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市北山町 から
三重県三重郡菰野町大字潤田 まで

(ロ) 延 長 8.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	120	8.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道477号	三重県三重郡菰野町 大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

96,284 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

107, 425 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 103, 774 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県三重郡菰野町大字潤田 から
三重県亀山市安坂山町 まで

(ロ) 延 長 15.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	120	15.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	－

(4) 工事予算

183,798 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

204, 290 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 194, 885 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道尾鷲多気線

(三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から三重県度会郡大紀町崎まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲多気線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 から
三重県度会郡大紀町崎 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	80	10.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	平面接続	本線(新直轄)
一般国道422号	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	立体接続	紀伊長島インターチェンジ
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢大内山インターチェンジ

(4) 工事予算

42, 456 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 11 年 1 月 8 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 25 年 3 月 24 日 | (供用開始) |
| | 平成 28 年 3 月 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 131 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46, 120 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市府中 から
福井県敦賀市高野 まで

(ロ) 延 長 39.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	80	39.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	2車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

※ 土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員2.50mを確保する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 — メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道上中田烏線	福井県三方上中郡若狭町 上黒田	立体接続	上中インターチェンジ(仮称)
一般国道27号	福井県三方上中郡若狭町 気山	立体接続	三方インターチェンジ(仮称)
一般国道27号	福井県三方郡美浜町 太田	立体接続	美浜インターチェンジ(仮称)
北陸自動車道	福井県敦賀市高野	立体接続	敦賀ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

208,264 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

214, 584 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 211, 033 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線(高井戸IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

(4) 工事予算

42, 531 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 37 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54, 347 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 52, 746 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線

(東京都八王子市元八王子一丁目から東京都八王子市元八王子二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都八王子市元八王子一丁目 から
東京都八王子市元八王子二丁目 まで

(ロ) 延長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都八王子市 元八王子一丁目 から 東京都八王子市 元八王子二丁目 まで	80	1.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都八王子市 元八王子一丁目 から 東京都八王子市 元八王子二丁目 まで	4車線	4車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.30 メートル (土工部)

4.30 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

2,105 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 14 日 (供用開始)

平成 27 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,539 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(元八王子IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市元八王子町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道山田宮ノ前線	東京都八王子市 元八王子町	立体接続	元八王子インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

56 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 28 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

当該インターチェンジは、接続道路管理者が高速自動車国道法第11条の2第1項の連結許可を受けていないため、今後の検討に必要な当面の設計費用のみを計上することとする。着手予定年月日は、さしあたり平成28年4月1日とし、完成予定年月日は、現行整備計画区間が全て完成すると想定している時期とした。なお、連結許可が出された時点で必要な協定変更を行う。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

— 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(八王子JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市裏高尾町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(諏訪IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県諏訪市中洲

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道20号	長野県諏訪市 中洲	立体接続	諏訪インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 028 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 41 年 10 月 25 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 212 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 129 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(養老JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

10,928 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 9 月 15 日 (供用開始)

 平成 26 年 5 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12,331 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12,317 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(養老JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション

(4) 工事予算

2, 257 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 171 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 125 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(松本JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 長野線

(2) 工事の箇所

長野県松本市島立

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	長野県松本市島立	立体接続	松本ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

3, 374 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 586 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 332 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市大谷 から
神奈川県海老名市今里 まで

(ロ) 延 長 2.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	120	2.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.60メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	6車線	6車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12,189 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,506 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,299 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市社家まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から
神奈川県海老名市社家 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県海老名市 社家 まで	80	1.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県海老名市 社家 まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名ジャンクション

(4) 工事予算

41,991 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,631 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,323 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市社家から神奈川県海老名市中新田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市社家 から
神奈川県海老名市中新田 まで

(ロ) 延 長 1.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 海老名市社家から海老名市中新田まで
第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

海老名市中新田から海老名市中新田まで
第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 社家 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	80	1.2	
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	100	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 社家 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	上段(第1種第3級) 海老名市社家から 海老名市中新田まで 下段(第1種第2級) 海老名市中新田から 海老名市中新田まで
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
	2.50×2	5.00				

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

海老名市社家から海老名市中新田まで

— メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

海老名市中新田から海老名市中新田まで

— メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名ジャンクション
県道藤沢厚木	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線

(4) 工事予算

78,511 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 22 年 2 月 27 日 (供用開始)
- 平成 27 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41,387 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41,387 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(日進IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県日進市岩崎町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道日進瀬戸道路 (名古屋瀬戸道路)	愛知県日進市岩崎町	立体接続	日進インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 851 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 256 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 108 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市美並町山田から岐阜県郡上市八幡町有坂まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市美並町山田 から
岐阜県郡上市八幡町有坂 まで

(ロ) 延 長 8.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	80	8.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として0.5m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

26, 515 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 10 月 16 日 (供用開始)
平成 26 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 666 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 666 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市八幡町有坂から岐阜県郡上市大和町島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市八幡町有坂 から
岐阜県郡上市大和町島 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県郡上市八幡町有坂 から 岐阜県郡上市大和町島 まで	80	4.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市八幡町有坂 から 岐阜県郡上市大和町島 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として1.0m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

11,018 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 5 月 26 日 (供用開始)
平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,401 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,401 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 11,748 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市大和町島から岐阜県郡上市大和町万場まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市大和町島 から
岐阜県郡上市大和町万場 まで

(ロ) 延 長 4.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	80	4.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として2.0m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

10,487 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 13 日 (供用開始)
平成 27 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10,712 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10,662 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(福井北JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

福井県福井市玄正島町18字

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	福井県福井市玄正島町 18字	立体接続	福井北ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 524 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 800 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 774 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道名古屋亀山線(勝川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の箇所

愛知県春日井市勝川

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道302号	愛知県春日井市勝川	平面接続	勝川インターチェンジ

(4) 工事予算

800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 昭和 58 年 8 月 16 日

②工事の完成年月日 平成 24 年 10 月 4 日 (供用開始)
 平成 25 年 9 月 4 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

933 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 933 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(新湘南バイパス)

(神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	80	5.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.5	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

 - メートル (土工部)
3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道相模原茅ヶ崎線	神奈川県茅ヶ崎市 柳島	立体接続	茅ヶ崎海岸インターチェンジ
一般国道134号	神奈川県 平塚市高浜台	立体接続	平塚インターチェンジ (仮称)
一般国道134号	神奈川県中郡 大磯町東町	立体接続	大磯インターチェンジ (仮称)
一般国道1号 (西湘バイパス)	神奈川県中郡 大磯町東町	平面接続	本線

(4) 工事予算

5,050 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県茅ヶ崎市柳島まで

平成 30 年 4 月 1 日

別 紙 1

□ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで

平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,459 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,044 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市中新田 から
神奈川県厚木市上依知 まで

(ロ) 延 長 10.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	100	10.1	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ

(4) 工事予算

104,082 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名中新田まで | (STA110+52～STA113+40) |
| 平成 16 年 6 月 29 日 | |
| ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで | (STA113+40～STA114+60) |
| 平成 21 年 5 月 11 日 | |
| ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで | (STA114+60～STA128+40) |
| 平成 16 年 6 月 29 日 | |
| ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで | (STA128+40～STA129+20) |
| 平成 23 年 2 月 1 日 | |
| ホ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで | (STA129+20～STA130+00) |
| 平成 23 年 6 月 1 日 | |
| ヘ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで | (STA130+00～STA131+20) |
| 平成 23 年 1 月 1 日 | |
| ト 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで | (STA131+20～STA132+91) |
| 平成 23 年 1 月 1 日 | |
| チ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで | (STA132+91～STA138+00) |
| 平成 18 年 6 月 30 日 | |

別 紙 1

- | | |
|--|-------------------------|
| リ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで
平成 23 年 1 月 1 日 | (STA138+00～STA139+00) |
| ヌ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市下依知まで
平成 18 年 6 月 30 日 | (STA139+00～STA146+05) |
| ル 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで
平成 20 年 7 月 1 日 | (STA146+05～STA151+50) |
| ヲ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで
平成 21 年 12 月 1 日 | (STA151+50～STA152+50) |
| ワ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市中依知まで
平成 20 年 7 月 1 日 | (STA152+50～STA160+93.5) |
| カ 神奈川県厚木市中依知から神奈川県厚木市関口まで
平成 20 年 7 月 1 日 | (STA160+93.5～STA164+85) |
| ヨ 神奈川県厚木市下依知
平成 24 年 7 月 1 日 | (圏央厚木IC取り付け部) |
| タ 神奈川県厚木市関口から神奈川県厚木市山際まで
平成 19 年 2 月 1 日 | (STA164+85～STA176+50) |
| レ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで
平成 24 年 6 月 1 日 | (STA176+50～STA201+45) |

別 紙 1

- | | |
|--|-----------------------|
| ソ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで
平成 23 年 12 月 1 日 | (STA201+45~STA206+31) |
| ツ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで
平成 25 年 2 月 1 日 | (STA204+10~STA204+70) |
| ネ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで
平成 24 年 6 月 1 日 | (STA204+70~STA206+31) |
| ナ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで
平成 24 年 6 月 1 日 | (STA206+31~STA211+44) |
| ラ 神奈川県厚木市上依知
平成 24 年 12 月 1 日 | (相模原ICランプ部) |
| ム 神奈川県厚木市上依知
平成 25 年 1 月 7 日 | (相模原IC Hランプ部) |
| ウ 神奈川県厚木市上依知
平成 25 年 2 月 1 日 | (相模原IC E,Fランプ部) |
| 中 神奈川県相模原市南区当麻
平成 24 年 5 月 1 日 | (相模原IC料金所部) |

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 30 日 (供用開始)

平成 27 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

103,311 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 99,895 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県厚木市上依知 から
東京都八王子市南浅川町 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別紙 1

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	100	14.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	4車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	1.00×2	2.00	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原愛川インターチェンジ
津久井広域道路 県道510号(長竹川尻)	神奈川県相模原市 緑区城山町小倉	立体接続	相模原インターチェンジ
一般国道20号	東京都八王子市 南浅川町	立体接続	高尾山インターチェンジ

(4) 工事予算

39, 227 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 25 年 11 月 1 日

(上り線: STA.211+44~STA.0+06)

ロ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 25 年 10 月 1 日

(上り線: STA.0+06~STA.1+00)

別 紙 1

- | | |
|--|----------------------------|
| ハ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 25 年 12 月 1 日 | (上り線: STA.1+00~STA.2+25) |
| ニ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 25 年 9 月 1 日 | (上り線: STA.2+25~STA.18+24) |
| ホ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 25 年 8 月 1 日 | (上り線: STA.18+24~STA.23+02) |
| ヘ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 25 年 9 月 1 日 | (上り線: STA.23+02~STA.23+33) |
| ト 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 25 年 8 月 1 日 | (上り線: STA.23+33~STA.29+02) |
| チ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 26 年 2 月 1 日 | (上り線: STA.29+02~STA.31+44) |
| リ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
平成 26 年 1 月 1 日 | (上り線: STA.31+44~STA.33+03) |
| ヌ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 26 年 2 月 1 日 | (上り線: STA.33+03~STA.34+42) |
| ル 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区葉山島まで
平成 26 年 1 月 1 日 | (上り線: STA.34+42~STA.44+17) |

別 紙 1

- ヲ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線:STA.44+17~STA.45+92)
平成 26 年 3 月 1 日
- ワ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線:STA.45+92~STA.46+82)
平成 26 年 3 月 20 日
- カ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線:STA.46+82~STA.49+70)
平成 26 年 1 月 1 日
- ヨ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線:STA.49+70~STA.50+86)
平成 26 年 3 月 1 日
- タ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (上り線:STA.50+86~STA.56+37)
平成 26 年 1 月 1 日
- レ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線:STA.56+37~STA.63+06)
平成 25 年 12 月 1 日
- ソ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線:STA.63+06~STA.65+00)
平成 25 年 10 月 1 日
- ツ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線:STA.65+00~STA.67+66)
平成 25 年 9 月 1 日
- ネ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで (上り線:STA.67+66~STA.67+97)
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

- | | |
|--|----------------------------|
| ナ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 9 月 1 日 | (上り線:STA.67+97~STA.72+81) |
| ラ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 5 月 7 日 | (上り線:STA.72+81~STA.77+38) |
| ム 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 26 年 1 月 1 日 | (上り線:STA.77+38~STA.80+20) |
| ウ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 26 年 3 月 20 日 | (上り線:STA.80+20~STA.80+68) |
| ヰ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 12 月 1 日 | (上り線:STA.80+68~STA.84+00) |
| ノ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 26 年 1 月 1 日 | (上り線:STA.84+00~STA.93+60) |
| オ 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 26 年 2 月 1 日 | (上り線:STA.93+60~STA.93+71) |
| ク 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 25 年 4 月 1 日 | (上り線:STA.93+71~STA.97+88) |
| ヤ 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 25 年 11 月 1 日 | (上り線:STA.97+88~STA.100+00) |

別 紙 1

- マ 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで (上り線: STA.100+00~STA.107+99)
平成 25 年 10 月 1 日
- ケ 神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町まで (上り線: STA.107+99~STA.143+76)
平成 25 年 7 月 1 日
- フ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (上り線: STA.143+76~STA.143+86)
平成 25 年 8 月 1 日
- コ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (上り線: STA.143+86~STA.145+00)
平成 23 年 8 月 1 日
- エ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.211+44~STA.0+06)
平成 25 年 11 月 1 日
- テ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.0+06~STA.1+00)
平成 25 年 10 月 1 日
- ア 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.1+00~STA.1+60)
平成 25 年 12 月 1 日
- サ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.1+60~STA.18+23)
平成 25 年 5 月 7 日
- キ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.18+23~STA.28+79)
平成 25 年 7 月 1 日

別 紙 1

- ユ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.28+79~STA.31+60)
平成 26 年 2 月 1 日
- メ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで (下り線: STA.31+60~STA.33+20)
平成 26 年 1 月 1 日
- ミ 神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県相模原市小倉まで (下り線: STA.33+20~STA.34+60)
平成 26 年 2 月 1 日
- シ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.34+60~STA.44+48)
平成 26 年 1 月 1 日
- エ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.44+48~STA.47+00)
平成 26 年 3 月 20 日
- ヒ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.47+00~STA.49+90)
平成 26 年 1 月 1 日
- モ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.49+90~STA.51+00)
平成 26 年 3 月 1 日
- セ 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区葉山島まで (下り線: STA.51+00~STA.56+54)
平成 26 年 1 月 1 日
- ス 神奈川県相模原市緑区葉山島から神奈川県相模原市緑区小倉まで (下り線: STA.56+54~STA.63+21)
平成 25 年 12 月 1 日

別 紙 1

- | | | |
|-----|--|----------------------------|
| ン | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 10 月 1 日 | (下り線: STA.63+21~STA.68+10) |
| イ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 5 月 7 日 | (下り線: STA.68+10~STA.72+62) |
| ロ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 8 月 1 日 | (下り線: STA.72+62~STA.72+93) |
| ハ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 4 月 1 日 | (下り線: STA.72+93~STA.77+52) |
| ニ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 26 年 1 月 1 日 | (下り線: STA.77+52~STA.80+20) |
| ホ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 26 年 3 月 20 日 | (下り線: STA.80+20~STA.80+80) |
| ヘ-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
平成 25 年 12 月 1 日 | (下り線: STA.80+80~STA.84+00) |
| ト-1 | 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 26 年 1 月 1 日 | (下り線: STA.84+00~STA.93+60) |
| チ-1 | 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 26 年 2 月 1 日 | (下り線: STA.93+60~STA.93+71) |

別 紙 1

- | | |
|--|------------------------------|
| リー1 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 25 年 4 月 1 日 | (下り線: STA.93+71~STA.97+88) |
| ヌー1 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
平成 25 年 8 月 1 日 | (下り線: STA.97+88~STA.100+00) |
| ルー1 神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで
平成 25 年 6 月 1 日 | (下り線: STA.100+00~STA.104+80) |
| ヲー1 神奈川県相模原市緑区中沢から神奈川県相模原市緑区中沢まで
平成 25 年 8 月 1 日 | (下り線: STA.104+80~STA.105+56) |
| ワー1 神奈川県相模原市緑区中沢から神奈川県相模原市緑区中沢まで
平成 25 年 11 月 1 日 | (下り線: STA.105+56~STA.107+61) |
| カー1 神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町まで
平成 25 年 4 月 1 日 | (下り線: STA.107+61~STA.143+33) |
| ヨー1 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで
平成 25 年 8 月 1 日 | (下り線: STA.143+33~STA.143+72) |
| ター1 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで
平成 23 年 8 月 1 日 | (下り線: STA.143+72~STA.145+00) |
| レー1 神奈川県愛甲郡愛川町
平成 25 年 5 月 7 日 | (愛川TN電気室ヤード) |

別紙 1

ソー1 神奈川県相模原市緑区葉山島
平成 25 年 5 月 7 日

(葉山島TN電気室ヤード)

ツー1 神奈川県相模原市緑区小倉
平成 26 年 4 月 1 日

(相模原IC)

ネー1 神奈川県相模原市緑区城山
平成 25 年 4 月 1 日

(川尻TN電気室ヤード)

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 26 年 6 月 30 日 (相模原愛川IC～高尾山IC)

平成 27 年 3 月 31 日 (相模原IC部)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41, 696 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 39, 396 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市裏高尾町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	80	2.0	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 —

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道20号	東京都八王子市 南浅川町	立体接続	高尾山インターチェンジ
中央自動車道 富士吉田線	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

(4) 工事予算

23, 778 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Eランプ)(STA-1-20~STA0-37)

平成 24年 1月 1日

ロ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Eランプ)(STA0-37~STA0+00)

平成 23年 12月 1日

ハ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(料金所)

平成 23年 4月 1日

別 紙 1

ニ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(料金所周り平場部)

平成 24年 2月 1日

ホ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(トールゲート)

平成 23年 8月 1日

へ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA0+00~STA0+40)

平成 23年 12月 1日

ト 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA0+40~STA1+63)

平成 24年 1月 1日

チ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA1+63~STA4+11)

平成 23年 12月 1日

リ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Aランプ)(STA4+11~STA5+29)

平成 23年 9月 1日

ヌ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Cランプ)(STA3+97+~STA4+12)

平成 23年 12月 1日

ル 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Cランプ)(STA4+12~STA6+80)

平成 23年 9月 1日

ヲ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Cランプ)(STA6+80~STA7+78)

平成 24年 2月 1日

別 紙 1

ワ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA0+00~STA0+40)

平成 23年 12月 1日

カ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA0+40~STA1+63)

平成 24年 1月 1日

コ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA1+63~STA3+44)

平成 23年 12月 1日

タ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Bランプ)(STA3+44~STA4+75)

平成 23年 9月 1日

レ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Dランプ)(STA3+29~STA3+49)

平成 23年 12月 1日

ソ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Dランプ)(STA3+49~STA6+07)

平成 23年 9月 1日

ツ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(Dランプ)(STA6+07~STA7+63)

平成 24年 1月 1日

ネ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室)

平成 23年 4月 1日

ナ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室ヤードの盛土のり面(中央))

平成 23年 12月 1日

別 紙 1

ラ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室ヤードの盛土のり面(南側))

平成 24年 1月 1日

ム 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(電気室ヤードの盛土のり面(北側))

平成 24年 2月 1日

ウ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(上り線)(STA146+09~STA147+52)

平成 24年 2月 1日

エ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(上り線)(STA148+00~STA148+58)

平成 23年 11月 1日

オ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(上り線)(STA148+58~STA153+68)

平成 23年 9月 1日

カ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(上り線)(STA153+68~STA158+00)

平成 23年 11月 1日

ク 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(下り線)(STA145+82~STA146+20)

平成 24年 2月 1日

ク ヤ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(下り線)(STA146+20~STA147+38)

平成 23年 12月 12日

マ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA147+38~STA147+60)

平成 24年 2月 1日

別 紙 1

ケ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA148+72～STA153+68)

平成 23年 10月 1日

フ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA153+68～STA158+00)

平成 23年 12月 1日

コ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで(下り線)(STA160+79～STA160+89)

平成 24年 1月 1日

エ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで(切土のり面)

平成 23年 11月 1日

テ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで(STA145+00～STA146+09)

平成 23年 8月 1日

ア 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで(STA147+52～STA148+72)

平成 23年 12月 12日

サ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで(STA158+00～STA161+00)

平成 23年 12月 12日

キ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで(高尾山トンネル北坑口換気ダクト部)

平成 24年 2月 1日

ク 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで(STA160+89～STA0+06)

平成 18年 8月 1日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 24 年 3 月 25 日 (供用開始)

平成 27 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,449 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,449 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県海老名市門沢橋まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保 から 神奈川県海老名市 門沢橋 まで	80	7.9	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保 から 神奈川県海老名市 門沢橋 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (新湘南バイパス)	神奈川県茅ヶ崎市 西久保	立体接続	茅ヶ崎ジャンクション
県道 伊勢原藤沢線	神奈川県高座郡 寒川町田端	立体接続	寒川南インターチェンジ
県道 相模原茅ヶ崎線	神奈川県高座郡 寒川町宮山	立体接続	寒川北インターチェンジ
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線

(4) 工事予算

22,071 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- | | |
|--|-----------------------|
| イ 神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町田端まで
平成 24 年 7 月 1 日 | (STA.-1+86~STA.9+27) |
| ロ 神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町田端まで
平成 25 年 3 月 1 日 | (STA.9+27~STA.11+57) |
| ハ 神奈川県高座郡寒川町田端
平成 24 年 5 月 1 日 | (寒川南IC 料金所部) |
| ニ 神奈川県高座郡寒川町田端
平成 24 年 12 月 1 日 | (寒川南IC ランプ部) |
| ホ 神奈川県高座郡寒川町田端
平成 25 年 1 月 15 日 | (寒川南IC Cランプ部) |
| ヘ 神奈川県高座郡寒川町田端
平成 25 年 2 月 17 日 | (寒川南IC D, Eランプ部) |
| ト 神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで
平成 24 年 5 月 1 日 | (STA.11+57~STA.27+10) |
| チ 神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで
平成 24 年 12 月 1 日 | (STA.27+10~STA.35+42) |

別 紙 1

- | | |
|--|---------------------------|
| リ 神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町宮山まで
平成 24 年 6 月 1 日 | (STA.35+42~STA.50+93.5) |
| ヌ 神奈川県高座郡寒川町宮山
平成 24 年 6 月 1 日 | (寒川北IC 料金所部) |
| ル 神奈川県高座郡寒川町宮山
平成 24 年 12 月 1 日 | (寒川北IC ランプ部) |
| ヲ 神奈川県高座郡寒川町宮山
平成 25 年 1 月 1 日 | (寒川北IC AC, Bランプ部) |
| ワ 神奈川県高座郡寒川町宮山
平成 25 年 2 月 1 日 | (寒川北IC AC, B, Dランプ部) |
| カ 神奈川県高座郡寒川町宮山
平成 25 年 2 月 1 日 | (寒川北IC Eランプ部) |
| ヨ 神奈川県高座郡寒川町宮山から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
平成 24 年 7 月 1 日 | (STA.50+93.5~STA.53+78) |
| タ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
平成 26 年 12 月 1 日 | (STA.53+78~STA.59+30.5) |
| レ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
平成 26 年 7 月 1 日 | (STA.59+30.5~STA.60+77.5) |

別 紙 1

ソ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで (STA.60+77.5～STA.62+24.5)
平成 26 年 1 月 1 日

ツ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで (STA.62+24.5～STA.66+93)
平成 23 年 1 月 1 日

ネ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県海老名市門沢橋まで (STA.66+93～STA.72+09)
平成 22 年 8 月 1 日

ナ 神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで (STA.72+09～STA.73+39)
平成 23 年 3 月 1 日

ラ 神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで (STA.73+39～STA.76+23)
平成 22 年 8 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 4 月 14 日 (茅ヶ崎JCT～寒川北IC) (供用開始)

平成 27 年 3 月 31 日 (寒川北IC～海老名南JCT)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23, 980 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 570 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道271号(小田原厚木道路)(小田原西IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道271号

(有料道路名 : 小田原厚木道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県小田原市風祭

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道 1号 (小田原箱根道路)	神奈川県小田原市 風祭	平面接続	小田原西IC

(4) 工事予算

67 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 4 年 8 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

77 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

75 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

神奈川県厚木市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(4) 工事予算

6,643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 30 日 (供用開始)
 平成 25 年 8 月 8 日 (供用開始)
 平成 26 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,858 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,620 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

愛知県豊田市岩倉町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

361 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 26 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

422 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

403 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

(岐阜県可児市久々利柿下入会から岐阜県可児郡御嵩町比衣まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県可児市久々利柿下入会 から
岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで

(ロ) 延 長 5.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	100	5.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	2車線	4車線	付加車線事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.75	1.25	3.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

29,710 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 28 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34,107 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31,933 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

(岐阜県関市下有知から岐阜県関市下有知まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県関市下有知 から
岐阜県関市下有知 まで

(ロ) 延 長 1.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市下有知	から	100	1.6	
岐阜県関市下有知	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市下有知	から	2車線	4車線	付加車線事業
岐阜県関市下有知	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

536 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

680 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

656 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(白山IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

石川県白山市中新保町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道松任宇ノ気線	石川県白山市 中新保町	立体接続	白山インターチェンジ

(4) 工事予算

938 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成年月日 平成 24 年 4 月 21 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 203 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 203 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1, 040 百万円)(消費税込み)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

57,097 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64,272 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中 市是政	都道川崎府 中線及び市 道中央道側 道	東京都府中 市小柳町及 び東京都府 中市是政	立体接続	平成21年9月29日	平成27年3月31日	1,860百万円	2,079百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	県道湖東三 山インター線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	立体接続	平成21年9月29日	平成25年10月21日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,193百万円	1,352百万円	—	湖東三山 PA
中央自動車道 長野線	長野県松本 市島内	市道8087号 線及び市道 豊科3531号 線	長野県松本 市島内及び 長野県安曇 野市豊科高 家	立体接続	平成21年9月29日	平成22年11月27日 (供用開始) 平成23年1月31日 (残事業完成)	494百万円	547百万円	—	梓川 SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋 市守山区下志 段味	市道守山 パーキングエ リア線	愛知県名古屋 市守山区下志 段味	立体接続	平成21年9月29日	平成30年3月31日	3,265百万円	3,772百万円	—	守山 PA
中央自動車道 富士吉田線	山梨県富士 吉田市上暮 地	県道富士吉 田西桂線	山梨県富士 吉田市上暮 地	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月31日	3,522百万円	3,738百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県焼津 市上新田	市道0105号 線	静岡県焼津 市上新田	立体接続	平成23年4月28日	平成28年3月31日	2,963百万円	3,257百万円	—	本線 直結型
東海北陸自動車道	富山県南砺 市上川崎	(仮称) 市道南砺ス martイン ター線	富山県南砺 市柴田屋	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月31日	1,760百万円	1,871百万円	—	本線 直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 葵区飯間	市道小瀬戸飯 間線及び市道 飯間本線	静岡県静岡市 葵区小瀬戸及 び静岡県静岡 市葵区飯間	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	200百万円	208百万円	—	静岡 SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県浜松市 浜北区四大地	市道浜北灰木 大平1号線及 び市道須部灰 の木線	静岡県浜松市 浜北区四大地 及び静岡県浜 松市北区都田 町	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日 (供用開始) 平成25年3月30日 (残事業完成)	223百万円	230百万円	—	浜松 SA
北陸自動車道	富山県砺波市 下中条	市道(仮称)高 岡砺波イン ター線	富山県砺波市 下中条	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月31日	1,909百万円	2,022百万円	—	本線 直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県土岐市 泉町	市道81920号 線、82525号線 及び82526号 線	岐阜県土岐市 泉町	立体接続	平成23年4月28日	平成25年2月28日 (供用開始) 平成25年8月30日 (残事業完成)	543百万円	629百万円	—	五斗蒔 PA
中央自動車道 西宮線	山梨県笛吹市 八代町南	県道313号藤 笠石和線及び 市道4015号 線	山梨県笛吹市 八代町南	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月31日	2,345百万円	2,608百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県沼津市 宮本	市道0118号 線及び市道0 105号線	静岡県沼津市 宮本	立体接続	平成24年5月17日	平成28年3月31日	719百万円	954百万円	—	愛鷹 PA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県周智郡 森町大字円田	町道遠州森町 PA上り線及び 町道遠州森町 PA下り線	静岡県周智郡 森町大字一宮 及び静岡県周 智郡森町大字 円田	立体接続	平成24年5月17日	平成26年3月31日	676百万円	747百万円	—	遠州森町 PA

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	滋賀県長浜市 小谷丁野町	県道郷野湖北 線及び県道丁 野虎姫長浜線	滋賀県長浜市 湖北町及び滋 賀県長浜市小 谷丁野町	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月31日	2,399百万円	2,743百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県鈴鹿市 山本町	市道山本65 号線	三重県鈴鹿市 山本町	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月31日	1,564百万円	1,806百万円	—	鈴鹿PA (仮称)
近畿自動車道 敦賀線	福井県敦賀市 長谷	市道長谷2号 線	福井県敦賀市 長谷	立体接続	平成24年5月17日	平成29年3月31日	2,113百万円	2,319百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 富士吉田線	山梨県上野原 市大野	市道談合坂 サービスエリア 線	山梨県上野原 市大野	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,599百万円	1,769百万円	—	談合坂 SA
中央自動車道 西宮線	岐阜県安八郡 安八町中	町道南長田坊 野1号線	岐阜県安八郡 安八町中	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	3,380百万円	3,685百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡 養老町橋爪南 川原	町道橋爪1号 線及び町道橋 爪42号線	岐阜県養老郡 養老町橋爪南 川原	立体接続	平成25年7月5日	平成27年12月31日	763百万円	843百万円	—	養老 SA
第一東海自動車道	神奈川県綾瀬 市小園	県道藤沢座間 厚木	神奈川県綾瀬 市小園	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	6,762百万円	7,519百万円	—	本線 直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第一東海自動車道	静岡県静岡市 駿河区宮川	市道大谷改良 区7号線	静岡県静岡市 駿河区宮川	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	3,705百万円	4,163百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県浜松市 東区有玉西町	市道有玉南初 生線及び市道 有玉西12号 線	静岡県浜松市 東区有玉西町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	917百万円	1,062百万円	—	三方原PA
第一東海自動車道	静岡県浜松市 西区呉松町	県道引佐館山 寺線及び県道 湖東館山寺線	静岡県浜松市 西区呉松町	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,670百万円	1,826百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	愛知県豊田市 西田町長根山	市道上郷スマ ートインター1号線 及び市道上郷ス マートインター2 号線	愛知県豊田市 永覚新町及び 愛知県豊田市 西田町外林	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,708百万円	2,076百万円	—	上郷 SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県駿東郡 小山町大御神	町道3628号 線及び町道3 984号線	静岡県駿東郡 小山町大御神	立体接続	平成25年7月5日	平成33年3月31日	883百万円	1,045百万円	—	小山PA (仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県沼津市 根古屋	市道1970号 線及び市道1 971号線	静岡県沼津市 根古屋	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	723百万円	892百万円	—	駿河湾沼 津 SA
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県磐田市 敷地	市道下野部敷 地線	静岡県磐田市 敷地	立体接続	平成25年7月5日	平成29年3月31日	1,807百万円	1,970百万円	—	本線 直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
北陸自動車道	石川県能美市 吉原釜屋町	(仮称)市道能 美根上スマー トインター線	石川県能美市 吉原釜屋町	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	1,857百万円	2,196百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 敦賀線	福井県三方上 中郡若狭町鳥 浜	町道若狭梅街 道線	福井県三方上 中郡若狭町鳥 浜	立体接続	平成25年7月5日	平成30年3月31日	1,888百万円	2,184百万円	—	三方PA (仮称)
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車 道)	東京都八王子 市美山町	市道川口339 号線	東京都八王子 市美山町	立体接続	平成25年7月5日	平成28年3月31日	984百万円	1,174百万円	—	本線 直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県岐阜市 北野北	市道北野北線	岐阜県岐阜市 北野北	立体接続	平成25年7月5日	平成33年3月31日	703百万円	986百万円	—	岐阜PA (仮称)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(西尾張IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県一宮市大和町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道岐阜稲沢線	愛知県一宮市 大和町	立体接続	西尾張インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

782 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

956 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 922 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市白鳥町那留から岐阜県高山市清見町夏厩まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市白鳥町那留 から
岐阜県高山市清見町夏厩 まで

(ロ) 延長 40.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	80	40.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として白鳥～高鷲2.0m、高鷲～飛驒清見3.0m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	－

(4) 工事予算

87,021 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手(予定)年月日 平成 24 年 5 月 1 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

96,801 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 90,950 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県関市広見から岐阜県大垣市松町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 岐阜県関市広見 から
岐阜県大垣市検町 まで

(ロ) 延 長 35.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市広見 から 岐阜県大垣市桜町 まで	100	35.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市広見 から 岐阜県大垣市桜町 まで	2車線	4車線	

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道418号	岐阜県関市広見	立体接続	関広見インターチェンジ
一般国道256号	岐阜県山県市大字西深瀬	立体接続	高富インターチェンジ(仮称)
都計道岐阜インター線	岐阜県岐阜市大学北	立体接続	岐阜インターチェンジ(仮称)
一般国道157号	岐阜県本巣市上保	立体接続	糸貫インターチェンジ(仮称)
県道 岐阜関ヶ原線	岐阜県安八郡神戸町大字 西座倉	立体接続	大野神戸インターチェンジ(仮称)
一般国道21号及び県道大垣環 状線	岐阜県大垣市桜町	立体接続	大垣西インターチェンジ

(4) 工事予算

26,464 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 330 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 276 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県大垣市桜町から岐阜県養老郡養老町大字飯積まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 岐阜県大垣市桜町 から
岐阜県養老郡養老町大字飯積 まで

(ロ) 延 長 6.0キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県大垣市松町 から 岐阜県養老郡養老町大字飯積 まで	100	6.0	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県大垣市松町 から 岐阜県養老郡養老町大字飯積 まで	2車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員
 - メートル (土工部)
 - メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道21号及び県道大垣環状線	岐阜県大垣市桧町	立体接続	大垣西インターチェンジ
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町大字 飯積	立体接続	養老ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1,603 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 3 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 9 月 15 日 (供用開始)

平成 26 年 5 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,686 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,661 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 岐阜県養老郡養老町大字飯積 から
三重県員弁郡東員町大字長深 まで

(ロ) 延 長 34.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	100	34.1	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	岐阜県養老郡養老町大字 飯積	立体接続	養老ジャンクション
県道 養老平田線	岐阜県養老郡養老町口ヶ島	立体接続	養老インターチェンジ(仮称)
一般国道306号及び一般国道365 号	三重県いなべ市北勢町阿 下喜	立体接続	北勢インターチェンジ(仮称)
一般国道365号	三重県いなべ市大安町高 柳	立体接続	大安インターチェンジ(仮称)
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字 長深	立体接続	東員インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

25,769 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 岐阜県海津市南濃町庭田まで
平成 31年 4月 1日

ロ 岐阜県海津市南濃町庭田 から 三重県いなべ市北勢町二之瀬 まで
平成 28年 4月 1日

ハ 三重県いなべ市北勢町二之瀬 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで
平成 31年 4月 1日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,125 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,158 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)
(三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 三重県員弁郡東員町大字長深 から
三重県四日市市北山町 まで

(ロ) 延 長 1.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	100	1.4	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員 4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字 長深	立体接続	東員インターチェンジ(仮称)
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県四日市市北山町	立体接続	四日市北ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,982 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 26 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,156 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,061 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道 富士吉田線

(東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都三鷹市北野 から
東京都世田谷区大蔵 まで

(ロ) 延長 6.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	80	6.4	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	6車線	6車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 —— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

—— メートル (土工部)

—— メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
関越自動車道 新潟線	東京都三鷹市北野	平面接続	本線
中央自動車道 富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	東京都世田谷区大蔵	立体接続	東名ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

176, 253 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 東京都三鷹市北野から東京都世田谷区成城
平成 30 年 10 月 1 日
- ロ 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 24 年 5 月 17 日
- ロ' 東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成 30 年 10 月 1 日
- ハ 東京都世田谷区喜多見から東京都世田谷区大蔵
平成 24 年 5 月 17 日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

205, 709 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 194, 259 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道伊勢線
(愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 伊勢線

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間 愛知県名古屋市中川区島井町 から
愛知県海部郡飛島村木場 まで

(ロ) 延 長 12.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	60	12.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市中川区島井町	平面接続 及び立体接続	名古屋西ジャンクション
市道高速1号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市中川区島井町	立体接続	名古屋西ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区服部	立体接続	名古屋西ジャンクション南インターチェンジ(仮称)
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区かの里及び愛知県名古屋市港区西蟹田	立体接続	富田インターチェンジ(仮称)
一般国道302号	愛知県名古屋市港区南陽町大字茶屋新田	立体接続	南陽インターチェンジ(仮称)
一般国道302号	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷	立体接続	名四西インターチェンジ(仮称)
近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション(仮称)
一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

31,655 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県名古屋市中川区島井町 まで
平成 24年 5月 1日

ロ 愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 29年 4月 1日

ハ 愛知県海部郡飛島村木場 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで
平成 24年 5月 1日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 31年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35,019 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32,855 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(横浜青葉JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

神奈川県横浜市青葉区下谷本町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
横浜市道高速横浜環状北西線 (首都高速道路)	神奈川県横浜市 青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

523 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 487 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	14,696百万円
H 1 9	24,995百万円
H 2 0	27,416百万円
H 2 1	32,076百万円
H 2 2	21,467百万円
H 2 3	19,581百万円
H 2 4	31,785百万円
H 2 5	55,070百万円
H 2 6	94,534百万円
H 2 7	42,040百万円
H 2 8	40,961百万円
H 2 9	38,241百万円
H 3 0	40,235百万円
H 3 1	48,182百万円
H 3 2	38,438百万円
H 3 3	41,633百万円
H 3 4	42,253百万円
H 3 5	42,634百万円
H 3 6	43,402百万円
H 3 7	43,567百万円
H 3 8	44,607百万円
H 3 9	44,781百万円
H 4 0	44,982百万円
H 4 1	45,275百万円
H 4 2	46,261百万円
H 4 3	45,427百万円
H 4 4	46,645百万円
H 4 5	45,204百万円
H 4 6	45,293百万円
H 4 7	45,203百万円
H 4 8	45,290百万円
H 4 9	45,559百万円
H 5 0	45,107百万円
H 5 1	45,167百万円
H 5 2	45,193百万円
H 5 3	45,189百万円
H 5 4	45,219百万円
H 5 5	45,572百万円
H 5 6	45,030百万円
H 5 7	44,909百万円
H 5 8	44,929百万円
H 5 9	44,909百万円
H 6 0	44,985百万円
H 6 1	44,806百万円
H 6 2	18,327百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までは実績値を、平成25年度は実績見込み値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	66,357百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(472,195百万円) 484,094百万円	(86,431百万円) 74,294百万円	(307,137百万円) 316,083百万円	(81,338百万円) 69,250百万円	(225,799百万円) 246,833百万円
H 1 9	(482,966百万円) 484,615百万円	(96,496百万円) 80,890百万円	(342,904百万円) 344,144百万円	(90,810百万円) 75,398百万円	(252,094百万円) 268,746百万円
H 2 0	(466,881百万円) 456,343百万円	(94,180百万円) 76,802百万円	(334,674百万円) 326,751百万円	(88,630百万円) 71,587百万円	(246,044百万円) 255,164百万円
H 2 1	(355,494百万円) 329,680百万円	(70,563百万円) 54,376百万円	(250,751百万円) 231,341百万円	(66,405百万円) 50,684百万円	(184,346百万円) 180,657百万円
H 2 2	(350,323百万円) 340,782百万円	(69,626百万円) 52,677百万円	(247,421百万円) 224,113百万円	(65,524百万円) 49,100百万円	(181,897百万円) 175,012百万円
H 2 3	(352,605百万円) 355,511百万円	(57,106百万円) 57,620百万円	(242,956百万円) 245,142百万円	(53,229百万円) 53,708百万円	(189,727百万円) 191,434百万円
H 2 4	(346,816百万円) 365,770百万円	(55,233百万円) 58,584百万円	(234,987百万円) 249,243百万円	(51,483百万円) 54,606百万円	(183,504百万円) 194,637百万円
H 2 5	(348,386百万円) 371,511百万円	(44,204百万円) 52,825百万円	(188,066百万円) 224,741百万円	(41,203百万円) 49,238百万円	(146,863百万円) 175,503百万円
H 2 6	441,426百万円	62,649百万円	266,540百万円	58,396百万円	208,144百万円
H 2 7	483,358百万円	77,804百万円	331,014百万円	72,521百万円	258,493百万円
H 2 8	493,273百万円	79,776百万円	339,407百万円	74,360百万円	265,047百万円
H 2 9	495,392百万円	80,631百万円	343,044百万円	75,157百万円	267,887百万円
H 3 0	496,957百万円	80,554百万円	342,716百万円	75,085百万円	267,631百万円
H 3 1	498,702百万円	79,460百万円	338,064百万円	74,066百万円	263,998百万円
H 3 2	498,256百万円	81,098百万円	345,030百万円	75,592百万円	269,438百万円
H 3 3	493,228百万円	79,649百万円	338,865百万円	74,241百万円	264,624百万円
H 3 4	496,777百万円	80,167百万円	341,067百万円	74,723百万円	266,344百万円
H 3 5	501,202百万円	80,881百万円	344,109百万円	75,390百万円	268,719百万円
H 3 6	497,671百万円	80,122百万円	340,878百万円	74,683百万円	266,195百万円
H 3 7	495,595百万円	79,761百万円	339,340百万円	74,346百万円	264,994百万円
H 3 8	494,576百万円	79,403百万円	337,819百万円	74,012百万円	263,807百万円
H 3 9	495,135百万円	79,470百万円	338,107百万円	74,075百万円	264,032百万円
H 4 0	492,610百万円	78,989百万円	336,059百万円	73,626百万円	262,433百万円
H 4 1	491,508百万円	78,743百万円	335,011百万円	73,397百万円	261,614百万円
H 4 2	490,633百万円	78,413百万円	333,609百万円	73,090百万円	260,519百万円
H 4 3	487,829百万円	78,066百万円	332,130百万円	72,766百万円	259,364百万円
H 4 4	481,576百万円	76,745百万円	326,510百万円	71,534百万円	254,976百万円
H 4 5	476,790百万円	76,155百万円	323,996百万円	70,983百万円	253,013百万円
H 4 6	472,626百万円	75,402百万円	320,800百万円	70,284百万円	250,516百万円
H 4 7	469,984百万円	74,945百万円	318,853百万円	69,857百万円	248,996百万円
H 4 8	464,321百万円	73,935百万円	314,558百万円	68,916百万円	245,642百万円
H 4 9	460,402百万円	73,195百万円	311,406百万円	68,225百万円	243,181百万円
H 5 0	456,417百万円	72,571百万円	308,750百万円	67,643百万円	241,107百万円
H 5 1	453,498百万円	72,045百万円	306,512百万円	67,153百万円	239,359百万円
H 5 2	447,352百万円	70,953百万円	301,869百万円	66,136百万円	235,733百万円
H 5 3	443,199百万円	70,220百万円	298,751百万円	65,453百万円	233,298百万円
H 5 4	439,552百万円	69,571百万円	295,985百万円	64,847百万円	231,138百万円
H 5 5	437,056百万円	69,066百万円	293,845百万円	64,378百万円	229,467百万円
H 5 6	431,498百万円	68,180百万円	290,073百万円	63,551百万円	226,522百万円
H 5 7	426,873百万円	67,378百万円	286,660百万円	62,804百万円	223,856百万円
H 5 8	422,831百万円	66,667百万円	283,631百万円	62,140百万円	221,491百万円
H 5 9	420,304百万円	66,223百万円	281,746百万円	61,727百万円	220,019百万円
H 6 0	414,980百万円	65,270百万円	277,687百万円	60,838百万円	216,849百万円
H 6 1	411,322百万円	64,654百万円	275,072百万円	60,265百万円	214,807百万円
H 6 2	125,285百万円	18,782百万円	79,909百万円	17,507百万円	62,402百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は、計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(589,562百万円) 607,357百万円
H 1 9	(599,122百万円) 606,762百万円
H 2 0	(585,472百万円) 569,080百万円
H 2 1	(477,225百万円) 446,639百万円
H 2 2	(475,906百万円) 461,606百万円
H 2 3	(474,594百万円) 482,245百万円
H 2 4	(476,380百万円) 500,097百万円
H 2 5	(480,109百万円) 508,035百万円
H 2 6	579,896百万円
H 2 7	621,554百万円
H 2 8	632,336百万円
H 2 9	635,233百万円
H 3 0	637,515百万円
H 3 1	641,520百万円
H 3 2	641,418百万円
H 3 3	642,703百万円
H 3 4	645,068百万円
H 3 5	648,858百万円
H 3 6	645,082百万円
H 3 7	643,381百万円
H 3 8	642,169百万円
H 3 9	642,704百万円
H 4 0	639,739百万円
H 4 1	638,526百万円
H 4 2	637,310百万円
H 4 3	634,673百万円
H 4 4	628,577百万円
H 4 5	624,209百万円
H 4 6	619,841百万円
H 4 7	617,153百万円
H 4 8	611,103百万円
H 4 9	606,735百万円
H 5 0	602,368百万円
H 5 1	599,635百万円
H 5 2	593,632百万円
H 5 3	589,265百万円
H 5 4	584,901百万円
H 5 5	582,119百万円
H 5 6	576,165百万円
H 5 7	571,800百万円
H 5 8	567,434百万円
H 5 9	564,606百万円
H 6 0	558,702百万円
H 6 1	554,336百万円
H 6 2	223,577百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は、計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙7を次のとおり改め、平成26年4月1日から適用する。

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間(以下「均一制区間」という。)及びハの区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種 \ 区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表の恵那山特別区間及び飛騨特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。))。

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。))。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。))。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ)。
 (注4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ)。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分
 利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

- A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。
- B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号(伊勢湾岸道路)(以下「伊勢湾岸道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))(以下「首都圏中央連絡自動車道」という。)又は一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)(以下「東海環状自動車道」という。)が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとす。
- C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとす。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額(以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。)を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金の額の特例

別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別添4の(B)に掲げる額(単位：円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ)からハ)の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額(単位：円)に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種(以下「下位車種」という。)の

同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

ロ 均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道 富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで	485.437	582.525	679.612	970.874	1,601.942

ハ 区間料金制区間の料金の額

近畿自動車道名古屋亀山線及び近畿自動車道伊勢線について、飛鳥ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまでの各区間の料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

(イ) 近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日の
前日まで

A 外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋西ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大治南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
甚目寺南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲東インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
山田西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
小幡インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
引山インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
本郷インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
上社南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
高針ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
植田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
鳴海インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
有松インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

B 内回り（名古屋南ジャンクション方面から名古屋西ジャンクション方面へ通行する場合）

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
有松インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
鳴海インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
植田インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
高針ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
本郷インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
上社インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大森インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
松河戸インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
山田西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
平田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲東インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
甚目寺北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大治北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

(ロ) 近畿自動車道伊勢線(飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション) 供用開始の日から

A 外回り(飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合)

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
飛島ジャンクション	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
名四西インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
南陽インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
富田インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
名古屋西ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大治南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
甚目寺南インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲東インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
清洲ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
山田西インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
小幡インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
引山インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
本郷インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
名古屋インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
上社南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
高針ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
植田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
鳴海インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
有松インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

B 内回り(名古屋南ジャンクション方面から飛島ジャンクション方面へ通行する場合)

入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
有松インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
鳴海インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
植田インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
高針ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
名古屋インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
本郷インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
上社インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大森インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
松河戸インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
山田西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
平田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲東インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
甚目寺北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大治北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋西ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋西ジャンクション 南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
富田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
南陽インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名四西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

②本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（14）から（20）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 一般国道1号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。なお、下記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

区間	車種		
	普通車	特大車	特大車
藤沢～茅ヶ崎中央	291.263	446.602	1,095.239
藤沢～茅ヶ崎西	291.263	446.602	1,095.239
茅ヶ崎中央～茅ヶ崎西	97.088	145.632	349.515
茅ヶ崎西～茅ヶ崎海岸	97.088	145.632	349.515
茅ヶ崎西～大磯	291.263	446.602	1,095.239
平塚～大磯	291.263	446.602	1,095.239

（注1）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

（注2）供用されていない区間の料金の額については、供用開始の日から適用する。

ロ 一般国道1号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金所	車種				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橋	200.000	242.719	291.263	388.350	679.612
国府津	100.000	150.000	194.175	242.719	388.350
石橋	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

ハ 一般国道138号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。なお、下記区間を連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

区間	車種		
	普通車	大型車	特大車
A区間	495.239	742.858	1,800.000
B区間	504.855	757.282	1,800.000

（注1）A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注2）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

- ニ 一般国道271号（小田原厚木道路）（以下「小田原厚木道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。なお、下記区間を連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

区 間 \ 車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A 区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331
B 区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331

(注) A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。
B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

- ホ 伊勢湾岸道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

(イ) 軽自動車等

			飛 島
		名 港 中 央	238.096
		名 港 潮 見	476.191
東 海	190.477	428.572	666.667

(ロ) 普通車

			飛 島
		名 港 中 央	285.715
		名 港 潮 見	571.429
東 海	238.096	523.810	809.524

(ハ) 中型車

			飛 島
		名 港 中 央	333.334
		名 港 潮 見	714.286
東 海	285.715	666.667	952.381

(ニ) 大型車

			飛 島
		名 港 中 央	428.572
		名 港 潮 見	952.381
東 海	380.953	904.762	1,333.334

(ホ) 特大車

			飛 島
		名 港 中 央	714.286
		名 港 潮 見	1,619.048
東 海	619.048	1,523.810	2,238.096

- ヘ 首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額（以下「首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

(イ) 軽自動車等

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	95.239
	寒川南	95.239	190.477
茅ヶ崎 ジャンクション	—	142.858	238.096

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション		
						八王子西・ 八王子西 スマート	166.400	230.400	508.800	662.400	854.400	1,072.000	1,142.400	1,301.255	1,360.295	1,494.906	1,605.901	1,749.959	1,827.892	
						八王子 ジャンクション	142.858	333.334	380.953	666.667	809.524	1,000.000	1,190.477	1,285.715	1,428.572	1,476.191	1,619.048	1,709.812	1,853.869	1,931.802
				高尾山	95.239	190.477	380.953	428.572	714.286	857.143	1,047.620	1,238.096	1,333.334	1,476.191	1,523.810	1,666.667	1,757.044	1,901.101	1,979.034	
			相模原	188.800	252.800	393.600	560.000	624.000	902.400	1,056.000	1,248.000	1,416.973	1,468.928	1,591.732	1,650.772	1,785.383	1,896.378	2,040.436	2,118.368	
			相模原 愛川	284.800	473.600	537.600	678.400	844.800	908.800	1,187.200	1,324.871	1,466.567	1,627.156	1,679.111	1,801.914	1,860.954	1,995.565	2,106.560	2,250.618	2,328.551
		圏央厚木	190.477	451.200	640.000	704.000	844.800	1,011.200	1,075.200	1,334.317	1,447.674	1,589.370	1,749.959	1,801.914	1,924.717	1,983.757	2,118.368	2,229.364	2,373.421	2,451.354
海老名	142.858	333.334	608.000	796.800	860.800	1,001.600	1,168.000	1,232.000	1,450.036	1,563.392	1,705.088	1,865.677	1,917.632	2,040.436	2,099.476	2,234.087	2,345.082	2,489.140	2,567.072	

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば 中央	つくば ジャンクション	つくば 牛久	牛久 阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄 ジャンクション	成田小見川 鹿島港線	国道296号	松尾横芝
八王子西・ 八王子西 スマート	1,991.075	2,072.045	2,205.439	2,381.915	2,554.968	2,759.564	2,843.458	2,872.736	2,991.861	3,107.162	3,224.491	3,341.883	3,431.923	3,506.326	3,621.883	3,678.698	3,800.193	3,984.468
八王子 ジャンクション	2,095.222	2,176.272	2,309.762	2,486.318	2,659.418	2,864.042	2,947.943	2,977.223	3,096.351	3,211.654	3,328.981	3,446.371	3,536.407	3,610.806	3,726.358	3,783.169	3,904.658	4,088.921
高尾山	2,142.553	2,223.637	2,357.168	2,533.760	2,706.880	2,911.519	2,995.422	3,024.703	3,143.834	3,259.138	3,376.465	3,493.854	3,583.889	3,658.287	3,773.836	3,830.647	3,952.133	4,136.391
相模原	2,282.151	2,363.328	2,496.974	2,673.666	2,846.847	3,051.527	3,135.441	3,164.725	3,283.865	3,399.174	3,516.503	3,633.890	3,723.923	3,798.319	3,913.864	3,970.671	4,092.151	4,276.398
相模原 愛川	2,492.669	2,573.967	2,707.766	2,884.597	3,057.868	3,262.613	3,346.545	3,375.834	3,494.991	3,610.310	3,727.645	3,845.035	3,935.068	4,009.463	4,125.004	4,181.809	4,303.282	4,487.518
圏央厚木	2,615.640	2,697.000	2,830.879	3,007.786	3,181.106	3,385.890	3,469.833	3,499.125	3,618.293	3,733.620	3,850.960	3,968.353	4,058.387	4,132.782	4,248.323	4,305.128	4,426.599	4,610.830
海老名	2,731.500	2,812.914	2,946.864	3,123.838	3,297.204	3,502.023	3,585.977	3,615.272	3,734.451	3,849.786	3,967.131	4,084.528	4,174.564	4,248.960	4,364.501	4,421.306	4,542.776	4,727.004

(口) 普通車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	95.239
	寒川南	142.858	238.096
茅ヶ崎 ジャンクション	—	238.096	333.334

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション	
						八王子西・ 八王子西 スマート	208.000	288.000	636.000	828.000	1,068.000	1,340.000	1,428.000	1,626.568	1,700.368	1,868.632	2,007.376	2,187.448	2,284.864
			八王子 ジャンクション	190.477	380.953	476.191	809.524	1,000.000	1,238.096	1,476.191	1,571.429	1,761.905	1,809.524	2,000.000	2,137.264	2,317.336	2,414.752		
		高尾山	95.239	238.096	476.191	571.429	904.762	1,095.239	1,333.334	1,571.429	1,666.667	1,809.524	1,904.762	2,047.620	2,196.304	2,376.376	2,473.792		
		相模原	236.000	316.000	492.000	700.000	780.000	1,128.000	1,320.000	1,560.000	1,771.216	1,836.160	1,989.664	2,063.464	2,231.728	2,370.472	2,550.544	2,647.960	
		相模原 愛川	356.000	592.000	672.000	848.000	1,056.000	1,136.000	1,484.000	1,656.088	1,833.208	2,033.944	2,098.888	2,252.392	2,326.192	2,494.456	2,633.200	2,813.272	2,910.688
	圏央厚木	238.096	564.000	800.000	880.000	1,056.000	1,264.000	1,344.000	1,667.896	1,809.592	1,986.712	2,187.448	2,252.392	2,405.896	2,479.696	2,647.960	2,786.704	2,966.776	3,064.192
海老名	190.477	428.572	760.000	996.000	1,076.000	1,252.000	1,460.000	1,540.000	1,812.544	1,954.240	2,131.360	2,332.096	2,397.040	2,550.544	2,624.344	2,792.608	2,931.352	3,111.424	3,208.840

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば 中央	つくば ジャンクション	つくば 牛久	牛久 阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄 ジャンクション	成田小見川 鹿島港線	国道296号	松尾横芝
八王子西・ 八王子西 スマート	2,488.843	2,590.056	2,756.798	2,977.393	3,193.710	3,449.455	3,554.322	3,590.920	3,739.826	3,883.953	4,030.614	4,177.354	4,289.903	4,382.907	4,527.354	4,598.372	4,750.242	4,980.585
八王子 ジャンクション	2,619.027	2,720.340	2,887.202	3,107.898	3,324.272	3,580.053	3,684.928	3,721.528	3,870.439	4,014.568	4,161.227	4,307.963	4,420.508	4,513.508	4,657.947	4,728.962	4,880.823	5,111.151
高尾山	2,678.191	2,779.546	2,946.460	3,167.200	3,383.600	3,639.398	3,744.278	3,780.878	3,929.792	4,073.922	4,220.581	4,367.317	4,479.861	4,572.859	4,717.295	4,788.308	4,940.166	5,170.489
相模原	2,852.689	2,954.160	3,121.217	3,342.082	3,558.559	3,814.409	3,919.302	3,955.906	4,104.831	4,248.967	4,395.628	4,542.363	4,654.904	4,747.899	4,892.330	4,963.339	5,115.188	5,345.497
相模原 愛川	3,115.836	3,217.458	3,384.707	3,605.746	3,822.334	4,078.266	4,183.181	4,219.792	4,368.738	4,512.887	4,659.556	4,806.294	4,918.834	5,011.828	5,156.254	5,227.261	5,379.103	5,609.397
圏央厚木	3,269.549	3,371.249	3,538.599	3,759.732	3,976.383	4,232.362	4,337.291	4,373.906	4,522.866	4,667.025	4,813.700	4,960.441	5,072.984	5,165.978	5,310.404	5,381.409	5,533.249	5,763.537
海老名	3,414.375	3,516.143	3,683.580	3,904.797	4,121.504	4,377.529	4,482.471	4,519.090	4,668.064	4,812.232	4,958.914	5,105.660	5,218.205	5,311.200	5,455.627	5,526.632	5,678.470	5,908.755

(ハ) 中型車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	142.858
	寒川南	142.858	285.715
茅ヶ崎 ジャンクション	—	238.096	380.953

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション						
						八王子西・ 八王子西 スマート	249.600	345.600	763.200	993.600	1,281.600	1,608.000	1,713.600	1,951.882	2,040.442	2,242.359	2,408.852	2,624.938	2,741.837					
						八王子 ジャンクション	190.477	476.191	571.429	1,000.000	1,190.477	1,476.191	1,809.524	1,904.762	2,095.239	2,190.477	2,380.953	2,564.717	2,780.804	2,897.703				
						高尾山	95.239	333.334	571.429	666.667	1,095.239	1,285.715	1,571.429	1,904.762	2,000.000	2,190.477	2,285.715	2,476.191	2,635.565	2,851.652	2,968.551			
						相模原	283.200	379.200	590.400	840.000	936.000	1,353.600	1,584.000	1,872.000	2,125.460	2,203.392	2,387.597	2,476.157	2,678.074	2,844.567	3,060.653	3,177.552		
						相模原 愛川	427.200	710.400	806.400	1,017.600	1,267.200	1,363.200	1,780.800	1,987.306	2,199.850	2,440.733	2,518.666	2,702.871	2,791.431	2,993.348	3,159.840	3,375.927	3,492.826	
						圏央厚木	238.096	676.800	960.000	1,056.000	1,267.200	1,516.800	1,612.800	2,001.476	2,171.511	2,384.055	2,624.938	2,702.871	2,887.076	2,975.636	3,177.552	3,344.045	3,560.132	3,677.031
海老名	238.096	476.191	912.000	1,195.200	1,291.200	1,502.400	1,752.000	1,848.000	2,175.053	2,345.088	2,557.632	2,798.516	2,876.448	3,060.653	3,149.213	3,351.130	3,517.623	3,733.709	3,850.608					

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば 中央	つくば ジャンクション	つくば 牛久	牛久 阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄 ジャンクション	成田小見川 鹿島港線	国道296号	松尾横芝
八王子西・ 八王子西 スマート	2,986.612	3,108.067	3,308.158	3,572.872	3,832.452	4,139.346	4,265.187	4,309.104	4,487.791	4,660.743	4,836.736	5,012.825	5,147.884	5,259.488	5,432.824	5,518.046	5,700.290	5,976.701
八王子 ジャンクション	3,142.833	3,264.408	3,464.643	3,729.477	3,989.127	4,296.063	4,421.914	4,465.834	4,644.527	4,817.481	4,993.472	5,169.556	5,304.610	5,416.209	5,589.537	5,674.754	5,856.987	6,133.381
高尾山	3,213.829	3,335.455	3,535.752	3,800.640	4,060.320	4,367.278	4,493.133	4,537.054	4,715.751	4,888.707	5,064.698	5,240.780	5,375.833	5,487.430	5,660.754	5,745.970	5,928.199	6,204.586
相模原	3,423.227	3,544.992	3,745.460	4,010.498	4,270.270	4,577.291	4,703.162	4,747.087	4,925.798	5,098.760	5,274.754	5,450.835	5,585.884	5,697.478	5,870.795	5,956.007	6,138.226	6,414.596
相模原 愛川	3,739.003	3,860.950	4,061.648	4,326.895	4,586.801	4,893.919	5,019.817	5,063.750	5,242.486	5,415.465	5,591.467	5,767.552	5,902.601	6,014.194	6,187.505	6,272.713	6,454.923	6,731.276
圏央厚木	3,923.459	4,045.499	4,246.318	4,511.678	4,771.659	5,078.835	5,204.749	5,248.687	5,427.439	5,600.429	5,776.440	5,952.529	6,087.580	6,199.173	6,372.484	6,457.691	6,639.898	6,916.244
海老名	4,097.250	4,219.371	4,420.295	4,685.756	4,945.805	5,253.034	5,378.965	5,422.908	5,601.676	5,774.678	5,950.697	6,126.792	6,261.846	6,373.440	6,546.752	6,631.958	6,814.164	7,090.506

(二) 大型車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	190.477
	寒川南	190.477	380.953
茅ヶ崎 ジャンクション	—	333.334	523.810

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション	
						八王子西・ 八王子西 スマート	343.200	475.200	1,049.400	1,366.200	1,762.200	2,211.000	2,356.200	2,683.838	2,805.608	3,083.243	3,312.171	3,609.290	3,770.026
			八王子 ジャンクション	285.715	619.048	761.905	1,380.953	1,666.667	2,047.620	2,476.191	2,619.048	2,904.762	3,000.000	3,285.715	3,526.486	3,823.605	3,984.341		
		高尾山	142.858	428.572	761.905	904.762	1,523.810	1,809.524	2,190.477	2,619.048	2,761.905	3,000.000	3,095.239	3,380.953	3,623.902	3,921.021	4,081.757		
		相模原	389.400	521.400	811.800	1,155.000	1,287.000	1,861.200	2,178.000	2,574.000	2,922.507	3,029.664	3,282.946	3,404.716	3,682.352	3,911.279	4,208.398	4,369.134	
		相模原 愛川	587.400	976.800	1,108.800	1,399.200	1,742.400	1,874.400	2,448.600	2,732.546	3,024.794	3,356.008	3,463.166	3,716.447	3,838.217	4,115.853	4,344.780	4,641.899	4,802.636
	圏央厚木	380.953	930.600	1,320.000	1,452.000	1,742.400	2,085.600	2,217.600	2,752.029	2,985.827	3,278.075	3,609.290	3,716.447	3,969.729	4,091.499	4,369.134	4,598.062	4,895.181	5,055.917
海老名	333.334	666.667	1,254.000	1,643.400	1,775.400	2,065.800	2,409.000	2,541.000	2,990.698	3,224.496	3,516.744	3,847.959	3,955.116	4,208.398	4,330.168	4,607.804	4,836.731	5,133.850	5,294.586

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば 中央	つくば ジャンクション	つくば 牛久	牛久 阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄 ジャンクション	成田小見川 鹿島港線	国道296号	松尾横芝
八王子西・ 八王子西 スマート	4,106.591	4,273.592	4,548.717	4,912.699	5,269.622	5,691.600	5,864.632	5,925.018	6,170.712	6,408.522	6,650.512	6,892.634	7,078.340	7,231.796	7,470.133	7,587.313	7,837.898	8,217.964
八王子 ジャンクション	4,321.395	4,488.561	4,763.884	5,128.031	5,485.049	5,907.087	6,080.132	6,140.521	6,386.224	6,624.036	6,866.024	7,108.139	7,293.838	7,447.288	7,685.613	7,802.786	8,053.357	8,433.399
高尾山	4,419.015	4,586.251	4,861.659	5,225.879	5,582.940	6,005.007	6,178.058	6,238.449	6,484.157	6,721.971	6,963.959	7,206.073	7,391.770	7,545.217	7,783.537	7,900.708	8,151.273	8,531.306
相模原	4,706.937	4,874.364	5,150.008	5,514.435	5,871.622	6,293.774	6,466.847	6,527.245	6,772.971	7,010.795	7,252.786	7,494.898	7,680.591	7,834.033	8,072.343	8,189.509	8,440.061	8,820.070
相模原 愛川	5,141.129	5,308.806	5,584.766	5,949.481	6,306.851	6,729.139	6,902.249	6,962.657	7,208.418	7,446.264	7,688.267	7,930.384	8,116.076	8,269.516	8,507.820	8,624.980	8,875.519	9,255.504
圏央厚木	5,394.756	5,562.561	5,838.687	6,203.558	6,561.031	6,983.397	7,156.530	7,216.945	7,462.729	7,700.590	7,942.604	8,184.728	8,370.423	8,523.863	8,762.166	8,879.325	9,129.860	9,509.836
海老名	5,633.719	5,801.635	6,077.906	6,442.914	6,800.482	7,222.922	7,396.077	7,456.498	7,702.305	7,940.182	8,182.208	8,424.339	8,610.038	8,763.480	9,001.784	9,118.943	9,369.476	9,749.446

(ホ) 特大車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	285.715
	寒川南	380.953	666.667
茅ヶ崎 ジャンクション	—	571.429	857.143

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション	
						八王子西・ 八王子西 スマート	572.000	792.000	1,749.000	2,277.000	2,937.000	3,685.000	3,927.000	4,473.062	4,676.012	5,138.738	5,520.284	6,015.482	6,283.376
			八王子 ジャンクション	476.191	1,047.620	1,285.715	2,285.715	2,809.524	3,428.572	4,142.858	4,380.953	4,809.524	5,047.620	5,476.191	5,877.476	6,372.674	6,640.568		
		高尾山	238.096	714.286	1,285.715	1,523.810	2,476.191	3,000.000	3,619.048	4,333.334	4,571.429	5,000.000	5,190.477	5,666.667	6,039.836	6,535.034	6,802.928		
		相模原	649.000	869.000	1,353.000	1,925.000	2,145.000	3,102.000	3,630.000	4,290.000	4,870.844	5,049.440	5,471.576	5,674.526	6,137.252	6,518.798	7,013.996	7,281.890	
		相模原 愛川	979.000	1,628.000	1,848.000	2,332.000	2,904.000	3,124.000	4,081.000	4,554.242	5,041.322	5,593.346	5,771.942	6,194.078	6,397.028	6,859.754	7,241.300	7,736.498	8,004.392
	圏央厚木	571.429	1,551.000	2,200.000	2,420.000	2,904.000	3,476.000	3,696.000	4,586.714	4,976.378	5,463.458	6,015.482	6,194.078	6,616.214	6,819.164	7,281.890	7,663.436	8,158.634	8,426.528
海老名	523.810	1,095.239	2,090.000	2,739.000	2,959.000	3,443.000	4,015.000	4,235.000	4,984.496	5,374.160	5,861.240	6,413.264	6,591.860	7,013.996	7,216.946	7,679.672	8,061.218	8,556.416	8,824.310

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば 中央	つくば ジャンクション	つくば 牛久	牛久 阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄 ジャンクション	成田小見川 鹿島港線	国道296号	松尾横芝
八王子西・ 八王子西 スマート	6,844.318	7,122.653	7,581.195	8,187.831	8,782.702	9,486.000	9,774.386	9,875.029	10,284.519	10,680.869	11,084.186	11,487.723	11,797.233	12,052.993	12,450.222	12,645.521	13,063.164	13,696.607
八王子 ジャンクション	7,202.324	7,480.934	7,939.806	8,546.718	9,141.748	9,845.145	10,133.552	10,234.201	10,643.706	11,040.060	11,443.373	11,846.899	12,156.397	12,412.146	12,809.354	13,004.644	13,422.262	14,055.665
高尾山	7,365.024	7,643.751	8,102.764	8,709.798	9,304.900	10,008.344	10,296.763	10,397.415	10,806.928	11,203.285	11,606.598	12,010.121	12,319.616	12,575.361	12,972.562	13,167.847	13,585.455	14,218.843
相模原	7,844.894	8,123.939	8,583.346	9,190.724	9,786.036	10,489.623	10,778.079	10,878.741	11,288.285	11,684.658	12,087.976	12,491.496	12,800.984	13,056.721	13,453.905	13,649.181	14,066.767	14,700.116
相模原 愛川	8,568.548	8,848.009	9,307.943	9,915.801	10,511.419	11,215.231	11,503.747	11,604.427	12,014.030	12,410.439	12,813.778	13,217.306	13,526.794	13,782.526	14,179.699	14,374.967	14,792.532	15,425.840
圏央厚木	8,991.260	9,270.935	9,731.145	10,339.262	10,935.052	11,638.995	11,927.550	12,028.241	12,437.881	12,834.317	13,237.674	13,641.213	13,950.704	14,206.438	14,603.609	14,798.875	15,216.433	15,849.726
海老名	9,389.532	9,669.391	10,129.843	10,738.190	11,334.136	12,038.203	12,326.794	12,427.496	12,837.175	13,233.637	13,637.013	14,040.565	14,350.063	14,605.800	15,002.972	15,198.238	15,615.793	16,249.076

(注1) 上記のうち、あきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

なお、上記料金の額は、首都圏におけるシームレスな料金体系を導入するまでとする。

(注2) 供用されていない区間の料金の額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

ト 東海環状自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額（以下「東海環状自動車道の消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

- イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額、首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合には、①イ(ハ)ハ)、②へ及び②トの規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額、首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。
- ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、均一制区間又は一般有料道路のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ニ)、①ロ又は②に定める方法により算出した額と、平成26年3月31日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。
- ハ 区間料金制区間の普通車の料金のうち、料金の額が620円となる区間については、①ハの規定にかかわらず、610円を適用するものとする。

④料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) この式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ(ハ)イ) Cのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出した額(単位：円)

P：伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道の料金の額(単位：円)

C：周回走行回数

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する(料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。)

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（2）割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率等

（イ）ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントの中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が別のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

（ハ）弾力的なポイントの付与及び割引

（イ）及び（ロ）に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（ニ）経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の7倍のポイントを別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信に

よる通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

□ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

□ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
--

第一東海自動車道と一般国道16号(八王子バイパス)(以下「八王子バイパス」という。)を、第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。(八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。)
首都圏中央連絡自動車道と八王子バイパスを、首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川インターチェンジを経由し連続して通行する場合。(八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。)
中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。(八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。)
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))(以下「安房峠道路」という。)を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合(安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。)
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合(安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。)
小田原厚木道路と八王子バイパスを、小田原厚木道路の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。(八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。)

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数(2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。)並びに普通区間、恵那山特別区間及び飛騨特別区間のキロ程と別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程(以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。)等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、区間料金制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L: 普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程(単位: キロメートル)

W: 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2$

'2) + 150 × (1 - W ÷ 100)) × t 又は P × (1 - W ÷ 100) の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)。

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)。

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)。

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

t : 消費税率

⑥ 平日朝夕割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行(大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。)し、かつ、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(2会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、⑤イの表に掲げる場合(ただし「平日朝夕割引」を「平日朝夕割引(コーポレート契約)」と読み替えるものとする。)についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり算出する。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内の区間等

対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W: 月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は３０。月間適用回数（コーポレート契約）が１０回以上の場合は５０。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L: 普通区間のキロ程（単位: キロメートル）

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位: キロメートル）

L'2: 別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位: キロメートル）

W: 月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は３０。月間適用回数（コーポレート契約）が１０回以上の場合は５０。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a: 対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位: キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。

L: 普通区間のキロ程（単位: キロメートル）

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位: キロメートル）

L'2: 大都市近郊区間のキロ程（単位: キロメートル）

P: 別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位: 円）

P': 別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位: 円）

R: 普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位: 円）

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位: 円）

R'2: 大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位: 円）

W: 月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は３０。月間適用回数（コーポレート契約）が１０回以上の場合は５０。

t: 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ

程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)。

$L'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)。

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)。

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

$R'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

t : 消費税率

ハ その他

本割引は、中日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑦ 休日割引

イ 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び平成26年4月28日に高速国道又は別添6のうちA、D若しくはEに掲げる高速道路を通行する(大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。)ETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセント(平成26年4月1日から平成26年6月30日までの割引率は50パーセント)とし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)、区間料金制区間並びに別添6のうちA、D及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)、区間料金制区間又は別添6のうちA、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ) 対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出された額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値

- L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)
L' 1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)
L' 2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)
P : 別添 6 のうち A に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)
P' : 別添 6 のうち B 又は C に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)
R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
R' 1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
R' 2: 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
W : 30 (ただし、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までは 50)
t : 消費税率

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ 2 倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより算出した額とし、2 倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

⑧首都圏中央連絡自動車道における割引

イ 割引をする自動車

ETC 車。

ロ 割引率等

割引額 (単位: 円) は次表のとおりとし、(1) ②へに定める首都圏中央連絡自動車道の料金の額を減じるものとする。

ホ 特大車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	-
	寒川南	-	70
茅ヶ崎 ジャンクション	-	-	280

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
						八王子西・ 八王子西 スマート	-	-	-	-	-	670	930	1,060	1,020	1,060	1,030	1,040	1,040
					八王子 ジャンクション	-	-	-	-	-	390	1,160	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
			高尾山	-	-	-	-	-	-	-	390	1,160	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
			相模原	-	-	-	-	-	-	-	600	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
			相模原 愛川	-	-	-	-	-	-	110	630	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
	圏央厚木	-	-	10	240	250	240	250	400	400	630	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
海老名	-	-	-	590	830	830	830	830	830	830	830	1,230	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば 中央	つくば ジャンクション	つくば 牛久	牛久 阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄 ジャンクション	成田小見川 鹿島港線	国道296号	松尾横芝
八王子西・ 八王子西 スマート	1,030	1,030	1,040	1,030	1,040	1,020	1,020	1,020	1,120	1,020	1,020	1,120	1,020	1,020	1,020	1,020	1,120	1,020
八王子 ジャンクション	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
高尾山	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
相模原	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
相模原 愛川	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
圏央厚木	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
海老名	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420

(注) 上記のうち、あきる野インターチェンジから松尾横芝までの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路について口の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

⑨首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

(イ) から(ホ)に定める各インターチェンジ相互間の通行のうち、対距離制区間を含む区間を通行するETC車。ただし、第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジ以西、第二東海自動車道横浜名古屋線の伊勢原北インターチェンジ以西又は中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジ以西を通行する場合を除く。なお、AからEのインターチェンジは二に定めるところによる。

- (イ) AインターチェンジとCインターチェンジ相互間
- (ロ) AインターチェンジとDインターチェンジ相互間
- (ハ) AインターチェンジとEインターチェンジ相互間
- (ニ) BインターチェンジとCインターチェンジ相互間
- (ホ) BインターチェンジとDインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円(イ(ロ)及び(ホ)に定めるインターチェンジ相互間の通行については300円。)とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ニ 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ(あきる野インターチェンジを含む。)
Bインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の日の出インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ、中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Dインターチェンジ	中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
Eインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジから大栄インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東日本高速道路株式会社が管理する成田国際空港線の新空港インターチェンジ

⑩東海環状自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

二に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は150円とし、高速国道の通行料金に適用する。

ニ 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑪中央自動車道富士吉田線における短区間割引

イ 割引をする自動車

均一制区間を通行するETC車。

ロ 割引後の料金の額

次表に定める区間を通行する場合、次表に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。ただし、割引後の料金の額が割引を適用しない場合の料金の額を上回る場合を除く。

区間	車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸～調布		331.844	377.304	422.765	525.052	775.086
高井戸～稲城		386.160	445.200	504.240	637.080	961.800
高井戸～国立府中		-	-	-	-	1,530.060
調布～稲城		204.317	217.896	231.476	262.029	336.714
調布～国立府中		369.629	424.536	479.444	602.985	904.974
府中スマート～国立府中		286.973	321.216	355.460	432.507	620.844
府中スマート～八王子		-	580.992	667.191	861.137	1,335.228
国立府中～八王子		357.821	409.776	461.732	578.631	864.384

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

⑫特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車。

ロ 割引額

A区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

⑬高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

⑭ETC短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するETC車又は同道路のB区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するETC車。

ロ 割引額

A区間又はB区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

⑮近畿自動車道名古屋亀山線等（飛島ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクション間）におけるETC利用割引

イ 割引をする自動車

区間料金制区間を通行するETC車。

ロ 割引後の料金の額

（イ）近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日の前日まで

次表に定める入口インターチェンジで流入し、出口インターチェンジで流出した場合、次表に定める額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

(ロ) 近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション）供用開始の日から

次表に定める入口インターチェンジで流入し、出口インターチェンジで流出した場合、次表に定める額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

イ 外回り（飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

イ) 軽自動車等

		出 口																							
		名四西	南陽	富田	名古屋西 ジャンクション南	名古屋西 ジャンクション	大治北	甚目寺北	清洲東	清洲 ジャンクション	平田	山田東	桶 ジャンクション	勝川	松河戸	大森	上社	本郷	名古屋	高針 ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南 ジャンクション	
入 口	飛島ジャンクション	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-	-	-	
	名四西	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-	-
	南陽	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-	-
	富田	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-
	名古屋西 ジャンクション	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	-	-	-	-
	大治南	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	-	-
	甚目寺南	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	-	-
	清洲西	-	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	-	-
	清洲東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	-
	清洲 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	-
	山田西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953	-
	本郷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953	380.953
	高針 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380.953	380.953	380.953	380.953

ロ) 普通車

		出 口																							
		名四西	南陽	富田	名古屋西 ジャンクション南	名古屋西 ジャンクション	大治北	甚目寺北	清洲東	清洲 ジャンクション	平田	山田東	桶 ジャンクション	勝川	松河戸	大森	上社	本郷	名古屋	高針 ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南 ジャンクション	
入 口	飛島ジャンクション	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-	-	
	名四西	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-
	南陽	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-
	富田	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-
	名古屋西 ジャンクション	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-	-	-	-
	大治南	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-	-
	甚目寺南	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-	-
	清洲西	-	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-
	清洲東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-
	清洲 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-
	山田西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191	-
	本郷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191
	名古屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191	476.191
	高針 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476.191	476.191	476.191	476.191

ハ) 中型車

		出 口																							
		名四西	南陽	富田	名古屋西 ジャンクション南	名古屋西 ジャンクション	大治北	甚目寺北	清洲東	清洲 ジャンクション	平田	山田東	桶 ジャンクション	勝川	松河戸	大森	上社	本郷	名古屋	高針 ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南 ジャンクション	
入 口	飛島ジャンクション	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	-	-	-	
	名四西	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	-	-	
	南陽	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	-	-	
	富田	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	666.667	-	-
	名古屋西 ジャンクション	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-	-	-	
	大治南	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-	-	
	甚目寺南	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-	-	
	清洲西	-	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-	-
	清洲東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-
	清洲 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-
	山田西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429	-
	本郷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429
	名古屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	571.429
高針 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	571.429	571.429	571.429	571.429	

二) 大型車

		出 口																							
		名四西	南陽	富田	名古屋西 ジャンクション南	名古屋西 ジャンクション	大治北	甚目寺北	清洲東	清洲 ジャンクション	平田	山田東	桶 ジャンクション	勝川	松河戸	大森	上社	本郷	名古屋	高針 ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南 ジャンクション	
入 口	飛島ジャンクション	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	-	-	
	名四西	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	-	-
	南陽	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	-	-
	富田	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	904.762	-
	名古屋西 ジャンクション	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	-	-	-	
	大治南	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	-	-	
	甚目寺南	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	-	-	
	清洲西	-	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	-	-
	清洲東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	-
	清洲 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	-
	山田西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905	-
	本郷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905
	名古屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	761.905
高針 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761.905	761.905	761.905	761.905	

ホ) 特大車

		出 口																							
		名四西	南陽	富田	名古屋西ジャンクション南	名古屋西ジャンクション	大治北	甚目寺北	清洲東	清洲ジャンクション	平田	山田東	楠ジャンクション	勝川	松河戸	大森	上社	本郷	名古屋	高針ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション	
入 口	飛島ジャンクション	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	-	-	-	
	名四西	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	-	-	
	南陽	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	-	-
	富田	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	1,380.953	-
	名古屋西ジャンクション	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	-	-	-	-
	大治南	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	-	-	-
	甚目寺南	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	-	-	-
	清洲西	-	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	-	-
	清洲東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	-
	清洲ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	-
	山田西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	-
	本郷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858
	名古屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858
	高針ジャンクション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142.858	1,142.858	1,142.858	1,142.858

⑯障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑰乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑱割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から④及び⑦から⑱に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑤と①、③、④、⑦から⑱、⑫から⑱の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑤と①、③又は⑫から⑱は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

（ロ）⑤と④、⑦から⑱又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。ただし、⑤口の（イ）から（ハ）により算出した額が、⑧、⑨又は⑱の割引を適用した額より低い場合には、⑧、⑨又は⑱の割引を適用した額から⑤口の（イ）か

ら（ハ）により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ ⑥と②、④、⑦から⑩、⑫から⑮又は⑰までの割引相互間における重複適用関係

（イ）⑥と⑫から⑮の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑫から⑮の割引適用後に、⑥の割引を適用する。

（ロ）⑥と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

（注）上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑥の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑥ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ハ）⑥と⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、⑰の割引を適用する。

（ニ）⑥と④又は⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引は適用しないものとする。

（ホ）⑥と⑧から⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑱ 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（3）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（4）中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制及び区間料金制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、（1）①イ（ハ）イ）Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、

当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1)②へについて、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月27日までとする。

別添 1 - 1

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ロ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びロに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添 1 - 2

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南ジャンクションから 厚木南インターチェンジまで
中央自動車道富士吉田線	東名ジャンクションから 中央ジャンクションまで

別添3 インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道富士吉田線（八王子・河口湖間）

									河口湖
								富士吉田	6.7
							都留	北スマート	9.6
					大月	大月	6.2	15.8	16.3
				談合坂	大月	ジャンクション	1.0	7.2	16.8
			上野原	スマート	12.5	13.5	19.7	29.3	23.5
		相模湖	7.6	20.1	21.1	27.3	36.9	43.6	36.0
	八王子	4.9	12.5	25.0	26.0	32.2	41.8	48.5	43.6
	元八王子	ジャンクション	9.4	14.3	21.9	34.4	35.4	41.6	51.2
八王子	2.8	12.2	17.1	24.7	37.2	38.2	44.4	54.0	57.9
	7.4	10.2	19.6	24.5	32.1	44.6	45.6	51.8	60.7
									68.1

中央自動車道富士吉田線（東名ジャンクション・中央ジャンクション間）

	中央
東名	ジャンクション
ジャンクション	6.4

									小牧
								小牧東	ジャンクション
							多治見		7.1
				土岐		土岐		8.1	15.2
			瑞浪	ジャンクション		6.3		14.4	21.5
		恵那		2.5		8.8		16.9	24.0
			4.5	7.0		13.3		21.4	28.5
	中津川		18.1	22.6	25.1	31.4		39.5	46.6
	園原		9.4	27.5	32.0	34.5	40.8	48.9	56.0
		22.0	31.4	49.5	54.0	56.5	62.8	70.9	78.0
飯田山本	—	31.6	41.0	59.1	63.6	66.1	72.4	80.5	87.6
飯田	—	36.8	46.2	64.3	68.8	71.3	77.6	85.7	92.8
松川	—	52.3	61.7	79.8	84.3	86.8	93.1	101.2	108.3
駒ヶ根	—	67.7	77.1	95.2	99.7	102.2	108.5	116.6	123.7
伊那	—	82.8	92.2	110.3	114.8	117.3	123.6	131.7	138.8
伊北	—	92.3	101.7	119.8	124.3	126.8	133.1	141.2	148.3
岡谷ジャンクション	—	106.2	115.6	133.7	138.2	140.7	147.0	155.1	162.2
諏訪	—	116.3	125.7	143.8	148.3	150.8	157.1	165.2	172.3
諏訪南	—	127.4	136.8	154.9	159.4	161.9	168.2	176.3	183.4
小淵沢	—	140.0	149.4	167.5	172.0	174.5	180.8	188.9	196.0
長坂	—	148.2	157.6	175.7	180.2	182.7	189.0	197.1	204.2
須玉	—	156.9	166.3	184.4	188.9	191.4	197.7	205.8	212.9
韭崎	—	163.9	173.3	191.4	195.9	198.4	204.7	212.8	219.9
双葉ジャンクション	—	168.4	177.8	195.9	200.4	202.9	209.2	217.3	224.4
双葉スマート	—	170.1	179.5	197.6	202.1	204.6	210.9	219.0	226.1
甲府昭和	—	175.1	184.5	202.6	207.1	209.6	215.9	224.0	231.1
甲府南	—	182.7	192.1	210.2	214.7	217.2	223.5	231.6	238.7
笛吹スマート	—	188.0	197.4	215.5	220.0	222.5	228.8	236.9	244.0
一宮御坂	—	192.0	201.4	219.5	224.0	226.5	232.8	240.9	248.0
勝沼	—	198.2	207.6	225.7	230.2	232.7	239.0	247.1	254.2
大月ジャンクション	—	216.9	226.3	244.4	248.9	251.4	257.7	265.8	272.9

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

																					小矢部砺波 ジャンクション	
																					南砺 スマート	3.4
																					福光	7.7
																					五箇山	11.1
																					白川郷	16.3
																					飛騨	24.0
																					清見	27.4
																					庄川	39.2
																					ひるがの 高原スマート	42.6
																					高鷲	67.5
																					白鳥	75.4
																					ぎふ 大和	83.1
																					郡上 八幡	86.5
																					美並	89.9
																					美濃	93.3
																					美濃 関	100.4
																					関 ジャンクション	108.4
																					岐阜	118.8
																					各務原	125.0
																					一宮 木曾川	135.2
																					尾西	149.0
																					一宮西	152.4
																					一宮 各務原	159.3
																					西尾張	171.5
																					一宮ジャンクション	177.1
																					西尾張	180.9
																					西尾張	184.8

別添 4

中央自動車道富士吉田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大月から都留まで	-	-	339.806	-	-

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
勝沼から一宮御坂まで	242.719	-	291.263	-	-
勝沼から甲府南まで	436.894	-	-	-	-
甲府南から甲府昭和まで	-	-	339.806	436.894	-
甲府昭和から葦崎まで	339.806	-	-	-	-
甲府昭和から須玉まで	485.437	-	-	-	-
葦崎から長坂まで	436.894	-	-	-	-
須玉から長坂まで	291.263	339.806	339.806	485.437	-
長坂から小淵沢まで	291.263	-	339.806	-	-
小淵沢から諏訪南まで	-	436.894	485.437	-	-
諏訪南から諏訪まで	339.806	-	-	-	-
駒ヶ根から松川まで	436.894	-	-	-	-
松川から飯田まで	436.894	-	-	-	-
恵那から瑞浪まで	485.437	-	-	-	-
瑞浪から土岐まで	-	-	242.719	291.263	436.894
瑞浪から多治見まで	388.350	-	-	-	-
土岐から多治見まで	291.263	339.806	388.350	485.437	-
多治見から小牧東まで	-	-	339.806	-	-
小牧から一宮まで	291.263	-	339.806	-	-
一宮から岐阜羽島まで	388.350	-	-	-	-
岐阜羽島から大垣まで	242.719	291.263	291.263	-	-
大垣から関ヶ原まで	-	485.437	-	-	-

中央自動車道西宮線と中央自動車道長野線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
諏訪から岡谷まで	-	-	485.437	-	-

中央自動車道西宮線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
小牧から春日井まで	291.263	339.806	-	-	-

中央自動車道西宮線と北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
彦根から米原まで	291.263	339.806	339.806	-	-

中央自動車道長野線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
松本から安曇野まで	-	-	339.806	-	-
塩尻北から安曇野まで	436.894	-	-	-	-
塩尻北から松本まで	291.263	-	339.806	-	-
塩尻から塩尻北まで	242.719	291.263	291.263	-	-
岡谷から塩尻まで	-	-	339.806	-	-

第一東海自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京から東名川崎まで	291.263	339.806	-	-	-
東名川崎から横浜町田まで	-	485.437	-	-	-
横浜町田から厚木まで	-	-	619.048	-	-
秦野中井から大井松田まで	-	-	339.806	-	-
沼津から富士まで	485.437	-	-	-	-
焼津から吉田まで	-	-	485.437	-	-
相良牧之原から菊川まで	-	-	-	339.806	485.437
袋井から浜松まで	339.806	388.350	436.894	-	-
浜松から浜松西まで	-	388.350	436.894	-	-
浜松西から三ヶ日まで	339.806	388.350	436.894	-	-
三ヶ日から豊川まで	485.437	-	-	-	-
豊川から音羽蒲郡まで	339.806	-	-	-	-
音羽蒲郡から岡崎まで	388.350	-	-	-	-
名古屋から春日井まで	-	-	485.437	-	-

東海北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
関から美濃まで	242.719	291.263	291.263	-	-
岐阜各務原から関まで	-	-	485.437	-	-
一宮木曾川から関まで	485.437	-	-	-	-
一宮木曾川から岐阜各務原まで	-	-	291.263	-	-

北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
朝日から黒部まで	291.263	339.806	339.806	485.437	-
滑川から立山まで	-	-	339.806	-	-
立山から富山まで	-	436.894	485.437	-	-
富山から小杉まで	-	436.894	485.437	-	-
小杉から砺波まで	-	485.437	-	-	-
小杉から小矢部砺波ジャンクションまで	485.437	-	-	-	-
砺波から小矢部砺波ジャンクションまで	-	-	242.719	-	-
小矢部砺波ジャンクションから小矢部まで	-	-	291.263	-	-
金沢東から金沢西まで	-	-	339.806	-	-
金沢西から美川まで	-	-	485.437	-	-
美川から小松まで	339.806	-	-	-	-
小松から片山津まで	291.263	339.806	339.806	-	-
片山津から加賀まで	-	436.894	485.437	-	-
加賀から金津まで	-	-	339.806	-	-
加賀から丸岡まで	485.437	-	-	-	-
金津から丸岡まで	-	388.350	436.894	-	-
丸岡から福井北まで	242.719	291.263	291.263	-	-
丸岡から福井まで	388.350	-	-	-	-
福井北から福井まで	242.719	-	291.263	388.350	-
福井から鯖江まで	339.806	-	-	-	-
鯖江から武生まで	-	-	-	339.806	-
鯖江から今庄まで	485.437	-	-	-	-
武生から今庄まで	-	436.894	485.437	-	-
木之本から長浜まで	-	-	485.437	-	-
長浜から米原まで	291.263	339.806	-	-	-

近畿自動車道名古屋亀山線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
蟹江から名古屋西まで	-	-	-	242.719	339.806
弥富から名古屋西まで	291.263	339.806	-	-	-
弥富から蟹江まで	-	-	-	339.806	485.437
長島から名古屋西まで	-	-	485.437	-	-
長島から蟹江まで	291.263	339.806	-	-	-
桑名東から蟹江まで	-	436.894	485.437	-	-
桑名東から長島まで	194.175	-	-	-	339.806
桑名から弥富まで	339.806	-	-	-	-
桑名から長島まで	-	-	339.806	-	-
桑名から桑名東まで	-	-	242.719	-	-
四日市東から長島まで	388.350	-	-	-	-
四日市東から桑名まで	242.719	-	291.263	339.806	-
四日市から桑名まで	-	436.894	485.437	-	-
四日市から四日市東まで	242.719	-	291.263	388.350	-
亀山から鈴鹿まで	339.806	-	-	-	-
亀山PAスマートから鈴鹿まで	339.806	-	-	-	-

近畿自動車道伊勢線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
伊勢関から芸濃まで	242.719	-	291.263	388.350	-
芸濃から津まで	291.263	339.806	339.806	-	-
津から久居まで	242.719	-	291.263	388.350	-
津から一志嬉野まで	-	-	485.437	-	-
久居から一志嬉野まで	242.719	-	-	-	-
一志嬉野から松阪まで	-	-	-	388.350	-
勢和多気から玉城まで	-	-	436.894	-	-

別添5 一般有料道路のキロ程（単位：キロメートル）

一般国道302号（伊勢湾岸道路）（東海・飛島間）

			飛島
		名港中央	2.0
東海	名港潮見	2.4	4.4
	1.7	4.1	6.1

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎ジャンクション・海老名南ジャンクション間、海老名・あきる野間）

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	2.8
茅ヶ崎 ジャンクション	寒川南	3.2	6.0
	—	5.1	7.9

						八王子西・ 八王子西スタート	あきる野
				八王子	4.4	5.2	
			高尾山 ジャンクション	2.0	6.4	9.6	
		相模原	5.9	7.9	12.3	17.5	
	相模原	8.9	14.8	16.8	21.2	26.4	
	圏央厚木	5.2	14.1	20.0	22.0	26.4	31.6
海老名	4.9	10.1	19.0	24.9	26.9	31.3	36.5

別添6

A	一般国道302号（伊勢湾岸道路）
	一般国道475号（東海環状自動車道）
B	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）
C	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）
D	一般国道1号（西湘バイパス）
	一般国道138号（東富士五湖道路）
	一般国道271号（小田原厚木道路）
E	一般国道1号（新湘南バイパス）

別添7 割引相互間の重複適用関係 (1) 重複適用の有無

	マイレージ															
大口	×	大口														
前納	×	×	前納													
深夜	○	○	○	深夜												
休日	○	○	○	×	休日											
圏央	○	○	○	×	×	圏央										
圏央連続	○	○	○	×	×	×	圏央連続									
東海	○	○	○	×	×	×	×	東海								
中央	○	○	○	×	×	×	×	×	中央							
特定	○	×	○	○	○	×	×	×	×	特定						
連続	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	連続					
短区間	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	短区間				
名古屋	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	名古屋			
障割	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	障割		
路バス	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	路バス	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「休日」、「圏央」、「圏央連続」、「東海」、「中央」、「特定」、「連続」、「短区間」、「名古屋」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ETC短区間割引、近畿自動車道名古屋亀山線等におけるETC割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	高速国道との連続利用割引又は近畿自動車道名古屋亀山線等におけるＥＴＣ利用割引
2	深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続利用割引 又は中央自動車道富士吉田線における短区間割引
3	特定区間割引又はＥＴＣ短区間割引
4	障害者割引又は乗合型自動車（定期路線）割引
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年 3月14日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 金 子 剛 一